

東京外環自動車道
和光地区耐震補強工事
実施設計

特記仕様書（案）

令和8年4月

東日本高速道路株式会社
関東支社　さいたま工事事務所

第1章 総則

1-1 適用

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）関東支社が実施する「東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計」に係る設計業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

1-2 業務概要

1-2-1 業務名 東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計

1-2-2 道路名 東京外環自動車道

1-2-3 履行箇所 東京外環自動車道

自）東京都練馬区大泉町〔大泉JCT（K P 0 . 0 0）〕

至）埼玉県川口市西新宿〔川口JCT（K P 1 7 . 5 0）〕

1-2-4 主な履行内容

業務区分	業務種別	内訳書の項目	単位	数量
現地踏査	—	—	式	1
測量	路線測量	車載レーザ測量	k m	3 3 . 1 2
土質地質調査	調査業務	調査ボーリング	m	4 2 . 0
		土壌試験	シリーズ	1 0
	技術業務	実施調査計画A	式	1
	交通保安要員	交通誘導警備員	人・日	2 8
施工計画検討	—	R C 橋脚単柱式	基	7 1
		R C 橋脚ラーメン式	基	1 7
		鋼製橋脚単柱式	基	3 3
		鋼製橋脚ラーメン式	基	1 7
		設計協議用資料作成	式	1
詳細設計	構造物設計	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚	基	4 4
		落橋防止構造物 鋼製橋脚	箇所	8 4
	仮設構造物設計	土留工	箇所	6 3
打合せ	—	—	式	1

1-3 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和7年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「土木工事共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用する。

1－4 資料の貸与

共通仕様書 1－15－1「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。

なお、貸与予定日までに成果品を貸与できない場合の取扱いが監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

貸与資料	貸与予定日	備考
完成図	契約締結後 2週間以内	
設計報告書		
土質調査報告書		
地質調査報告書		
令和7年度 三郷管理事務所管内耐震補強工事に伴う交通運用検討業務報告書		
東京外環自動車道 浦和地区段差防止構造設計 報告書:設計レベル(詳細設計)		
東京外環自動車道 和光地区耐震補強設計報告書:設計レベル(RC橋脚に関する項目:詳細設計)(鋼製橋脚に関する項目:基本設計)		
東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計報告書:設計レベル(RC橋脚に関する項目:詳細設計)(鋼製橋脚に関する項目:基本設計)		
令和2年度 東京外環自動車道 綾瀬川橋耐震補強検討業務報告書:設計レベル(詳細設計)		
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル(令和5年8月)		
三郷管理事務所管内 交通規制作業マニュアル(令和7年4月)		
架空線等上空施設および地下埋設物関連事故防止マニュアル[Ver. 1.2](平成28年10月)		
関東支社管内 施設管理用図面(三郷管理事務所内)		

1－5 部分引渡しに関する事項

受注者は東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第3条4項に基づき業務の完了に先立って発注者が設計成果品の一部の引き渡しを求める場合がある。

1－6 全体工事費

受注者は、監督員が指示した場合は、監督員の指示に従い本工事にかかる全体工事費の概算額を取りまとめ、監督員に提出するものとする。また、提出した全体工事費の概算額については、設計の進捗に応じて適宜見直しを行い、監督員が提示を求めた場合はこれに応じるものとする。

1－7 関連施設その他との関係

共通仕様書 1－16 「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	備考
東京外環自動車道 和光高架橋～川口 中央 I C・B・Cラ ンプ橋	国道 2 9 8 号	国土交通省関東地方整 備局北首都国道事務所	施工計画協議	
美女木高架橋	国道 1 7 号新大宮バイパス	国土交通省関東地方整 備局大宮国道事務所		
中山道橋	国道 1 7 号中山道			
和光高架橋	国道 2 5 4 号和光富士見バ イパス	朝霞県土整備事務所		
芝東高架橋	県道 3 5 号川口上尾線	さいたま県土整備事務 所		
道合西高架橋	県道 1 号さいたま川口線			
	県道 3 4 号さいたま草加線			
大泉 J C T B ラ ンプ橋	練馬区道	練馬区		
東京外環自動車道 和光高架橋 A 1 ～ P 1 7	和光市道	和光市		
東京外環自動車道 美女木高架橋 A 1 ～東北新幹線橋 P 2 9	戸田市道	戸田市		
東京外環自動車道 東北新幹線橋 P 3 0 ～外環浦和 I C C ランプ橋 P 6	さいたま市道	さいたま市		
東京外環自動車道 外環浦和 I C C ランプ橋 P 7 ～道 合東高架橋 P 1 1 5	川口市道	川口市		

(2) 河川関係

位置	河川名	管理者名	必要な協議	備考
東北新幹線橋	笹目川	さいたま県土整備事務所	施工計画協議	
伊刈高架橋	藤右衛門放水路			
藤右衛門高架橋				
芝川橋				
	芝川			
外環浦和 I C C ランプ橋	新曽用水	見沼代用水土地改良区		
芝東高架橋	見沼代用水西縁			

(3) 規制関係

道路名	交通管理者名	必要な協議	備考
東京外環自動車道	警視庁高速道路交通警察隊	交通規制協議	
	埼玉県警察本部交通部高速 道路交通警察隊		
大泉 J C T Bランプ橋	警視庁 石神井警察署		
東京外環自動車道 和光高架橋 A 1 ～ P 1 7	埼玉県警察 朝霞警察署		
東京外環自動車道 美女木高架橋 A 1 ～ 東北新幹線 橋 P 2 9	埼玉県警察 蕨警察署		
東京外環自動車道 東北新幹線橋 P 3 0 ～ 外環浦和 I C Cランプ橋 P 6	埼玉県警察 浦和警察署		
東京外環自動車道 外環浦和 I C Cランプ橋 P 7 ～ 芝川橋 P 7 5	埼玉県警察 川口警察署		
東京外環自動車道 芝川橋 P 7 6 ～ 道合東高架橋 P 1 1 5	埼玉県警察 武南警察署		

(4) 電力、通信施設関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	備考
全工事範囲	光通信ケーブル メタルケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)およびKDD I (株)	施工時期制約範囲確認、 移設等検討協議	
全工事範囲	電源ケーブル	国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所		
大泉 J C T B ランプ橋	電源ケーブル	練馬区		
外環浦和 I C C ランプ橋	通信ケーブル	J C O M(株)		

(5) ガス、水道、下水施設関係

位置	路線名	管理者名	必要な協議	備考
東北新幹線橋	上水道	埼玉県大久保浄水場	施工時期制約範囲確認、 移設等検討協議	
藤右衛門高架橋				
芝川橋		川口市		

(6) その他

位置	施設名	管理者名	必要な協議	備考
大泉 J C T B ランプ橋	地域活動倉庫 広場	練馬区	施工計画協議	
和光高架橋	荒川右岸流域下水道新河岸川処理センター	埼玉県荒川右岸下水道事務所		
外環浦和 I C C ランプ橋	文蔵フィットネス広場	さいたま市		
	うらわ自動車教習所	(株)U D S		
芝西高架橋	ゴリラ公園	川口市		
全工事範囲	感知器	埼玉県警察 朝霞警察署		
全工事範囲	感知器	埼玉県警察 蕨警察署		
全工事範囲	感知器	埼玉県警察 浦和警察署		
全工事範囲	感知器	埼玉県警察 川口警察署		
全工事範囲	感知器	埼玉県警察 武南警察署		

1－8 計画工程表

1－8－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1－14－1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の計画工程表の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

受注者は、完了時期の明示に当たって、発注者または監督員が行う協議や共通仕様書 1－22に規定する打合せの実施時期についても十分検討し、計画工程表に記載するものとする。また、共通仕様書 1－9－4に定める照査計画を盛り込むこととする。

種別	工種	備考
現地踏査	－	
測量	車載レーザ測量	
土質地質調査	調査ボーリング	
	土壌試験	
	実施調査計画 A	
施工計画検討	R C 橋脚単柱式	
	R C 橋脚ラーメン式	
	鋼製橋脚単柱式	
	鋼製橋脚ラーメン式	
	設計協議用資料作成	
詳細設計	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚	
	落橋防止構造物 鋼製橋脚	
	仮設構造物設計 土留工	
打合せ	－	

1－8－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－22「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、打合せ簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－31－1に準じた協議のうえ、必要に応じ共通仕様書 1－14－3「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1－9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1－22「打合せ」にあたっては、打合せ前に打合せ項目を整理するとともに、打合せ終了後、速やかに調査等打合簿（共通仕様書様式第 1－4 号）を作成し、監督員に記載事項についての確認を得るものとする。

1-10 保安に関する事項

1-10-1 作業用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を厳守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1-10-2 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

(1) 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路(株)、KDDI(株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル(令和5年8月)」(以下「マニュアル」という。)に基づき万全の措置を講じなければならない。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- 1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- 2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- 3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

(3) 光通信ケーブル等の確認等について

光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(4) 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1-10-3 保安に関する費用

本特記仕様書1-10-2「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」の試掘等以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1-11 環境保全に関する事項

1-11-1 砂塵等の防止

受注者は、調査用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1-1-1-2 騒音等に関する配慮

受注者は、調査用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じなければならない。

1-1-1-3 環境保全に関する費用

本特記仕様書 1-1-1-1、2 に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1-1-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-4-4-1 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へのデータ入力を行うものとする。また、一部完了を含む業務完了までに、「工事記録作成要領」にしたがって「工事記録情報 完了届」を監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い、速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知するものとする。

1-1-3 交通保安要員の配置

交通保安要員は、本特記仕様書 2-4-4 の規定に示す配置種別、配置場所、配置人数、配置時間及び期間にて適切に配置しなければならない。また、受注者は、土木工事共通仕様書 1-9-3-3 「交通規制計画」及び 1-9-4-3 「交通保安要員計画」において、交通保安要員の実施内容、安全対策、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

1-1-4 設計への反映

受注者は、技術提案および基本条件書について技術対話時に実施することが認められなかった提案を除き、設計に反映しなければならない。なお、設計業務の契約後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1-15 三者協議会について

1-15-1 三者協議会の開催の予定

予定工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（１）大泉ＪＣＴ Ｂランプ橋、和光高架橋、和光北ＩＣ Ｃランプ橋、美女木高架橋、戸田高架橋、東北新幹線橋、中山道橋、浦和東高架橋、外環浦和ＩＣ Ｃランプ橋、芝西高架橋、芝東高架橋、伊刈高架橋、川口西ＩＣ Ａランプ橋、藤右衛門高架橋、芝川橋、道合西高架橋、道合東高架橋、川口中央ＩＣ Ｂランプ橋、川口中央ＩＣ Ｃランプ橋の耐震補強検討に関する事項

（２）その他監督員が定める事項

1-15-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－１に示す「東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 三者協議会協定書（案）」に基づく、協定書を締結するものとする。

1-15-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

1-15-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。受注者の三者協議会への参加は、土木工事共通仕様書１－５「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び１－１７「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

1－16 一般道の交通規制

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制を予定している。
なお、一般道の交通規制に要する費用は、諸経費に含むものとする。

道路名	時期	車線規制可能時間帯
国道298号	設計・調査期間中	21：00～翌5：00

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の概要

本業務は、東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事に伴う、測量、土質地質調査、施工計画検討、構造物設計、仮設構造物設計を実施するものである。

2-2 現地踏査

受注者は、契約締結後速やかに現地を踏査し、測量業務、設計業務それぞれに必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。また、完成図書等の貸与資料と現地が著しく相違している場合には、速やかに監督員に報告するものとする。ただし、現地踏査については諸経費区分ごとに実施するものとする。

内訳書の項目	備考
測量業務 現地踏査	測量業務に係るもの
設計業務 現地踏査	設計業務に係るもの

2-3 測量業務

2-3-1 適用すべき諸基準

共通仕様書 2-2-1 「適用すべき諸基準」に以下を追加する。

名 称	出 典	発行年月	備 考
三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル	国土交通省 国土地理院	令和5年3月	以下、「断面図作成マニュアル」という

なお、共通仕様書 2-2-1 「適用すべき諸基準」の東日本高速道路株式会社測量作業規程は以下、「規程」という。

2-3-2 作業計画

作業計画とは、業務実施に先立ち、設計図書または監督員の指示に従い、測量作業の方法、使用する主要な機器、日程等について工程別に適切な作業計画を立案することをいう。

作業計画の検測数量は、1式とする。

2-3-3 車載レーザ測量

車載レーザ測量とは、参考図に示す位置図の一般道において、「規程」第4編「地形測量及び写真測量（三次元点群測量）」第5章「車載写真レーザ測量」第6節「オリジナルデータの作成」に従い、車載写真レーザ測量システムを用い、自動位置姿勢データ及び数値図化用データを生成するためのデータを取得し、車両に搭載された数値図化用データ取得装置の計測位置と姿勢を解析して、数値図化データの作成及び調整点との調整処理等を行うことをいう。なお、現地補測が必要と監督員が認めた場合については、これに要する費用について、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

車載レーザ測量の数量の検測は、移動取得を行った延長（km）とする。

2-3-4 数値図化

数値図化とは、「規程」第4編「地形測量及び写真測量（三次元点群測量）」第2章「地上レーザ測量」第4節「その他の成果データの作成」及び第5章「車載写真レーザ測量」第7節「その他の成果データの作成」に従い車載写真レーザ測量で得られたデータから車載写真レーザ測量用数値図化機を用いて、地図情報を数値形式で取得し、数値図化データを記録する作業及び地上レーザ測量で得られたオリジナルデータから数値図化データを編集し、編集済みデータを作成する作業をいう。

数値図化の数量検測は、数値図化を行った面積（万m²）とする。

2-3-5 数値地形図データファイル作成

数値地形図データファイル作成とは、「規程」第4編「地形測量及び写真測量（三次元点群測量）」第2章「地上レーザ測量」第5節「成果データファイルの作成」及び第5章「車載写真レーザ測量」第8節「成果データファイルの作成」に従い製品仕様書に従って編集済みデータから数値地形図データを作成し三次元点群データとともに、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

数値地形図データファイル作成の数量の検測は、数値地形図データファイル作成を行った面積（万m²）とする。

2-3-6 縦横断面データファイル作成

縦横断面データファイル作成とは、「断面図作成マニュアル」第2編「三次元点群データを使用した断面図作成」に従い編集済みデータから縦横断面データを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。横断面は10m間隔で路線に沿って抽出することを基本とするが、監督員が追加を指示した場合は適宜抽出するものとする。

縦横断面データファイル作成の数量の検測は、数値地形図データファイル作成を行った面積（万m²）とする。

2-4 土質地質調査

2-4-1 実施調査計画A

実施調査計画Aの調査区分は、その他の土質地質調査とし、共通仕様書3-4-2（1）によるものとするが、内容については監督員へ提出し確認を得るものとする。

実施調査計画Aの検測数量は、1式とする。

なお、現地条件により変更する必要がある場合は、別途監督員と受注者で協議するものとする。

2-4-2 調査ボーリング

2-4-2-1 ボーリング箇所

調査ボーリング実施箇所は参考図によるものとし、種別については下表のとおりとする。なお、調査実施箇所を精査しボーリング箇所の見直しが必要であると判断した場合は監督員にこれを報告するものとし、その後の取扱いについては監督員と受注者で協議するものとする。

孔径	土質区分	単位	数量 (m)	コア種別	せん孔深度	せん孔方向	備考
φ 86mm	粘性土・シルト	m	15.0	オールコアリング [※]	50m以下	鉛直下方	
φ 86mm	砂・砂質土	m	14.0	オールコアリング [※]	50m以下	鉛直下方	
φ 86mm	礫混じり土砂	m	13.0	オールコアリング [※]	50m以下	鉛直下方	

2-4-2-2 調査孔閉塞

調査ボーリング終了後、ボーリング孔を粘土等で閉塞しなければならない。

調査孔閉塞の検測数量は、閉塞する箇所数（箇所）とする。

内訳書の項目	単位	数量	ボーリング番号	備考
調査孔閉塞	箇所	10	和B①、和B②、和B③、和B④、和B⑤、 和B⑥、和B⑦、和B⑧、和B⑨、和B⑩	

2-4-2-3 給水等

調査ボーリングにおける掘削は有水ボーリングで行うため、給水（車両給水）をしながら行うものとする。また、給水費（ポンプ運転・20m以上150m未満）の費用は調査ボーリングに含むものとし、別途支払いは行わない。

2-4-2-4 足場仮設

足場仮設とは、調査ボーリングの機械・櫓・足場等の組立解体、作業後の跡地整理及び足場材等に必要な費用をいい、足場仮設を行う箇所及び種別は下表のとおりとする。

なお、現地条件により変更する必要がある場合は、別途監督員と受注者で協議するものとする。

足場仮設の検測数量は、箇所数（箇所）とする。

内訳書の項目	数量	ボーリング番号	備考
足場仮設 平坦足場(高さ0.3m以下)	10	和B①、和B②、和B③、和B④、和B⑤、 和B⑥、和B⑦、和B⑧、和B⑨、和B⑩	

2-4-2-5 調査ボーリングの打ち止め位置

調査ボーリングの打ち止め位置は、監督員と受注者で協議の上決定するものとする。また、これに伴う現場試験及び土壌試験等の数量も同様とする。

2-4-2-6 環境保全

環境保全とは、道路や住宅の近くでボーリングを行う場合に仮囲いを行うことをいう。

なお、追加の環境保全を監督員が指示した場合は、その指示に従うものとし、費用については別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

環境保全の検測数量は、箇所数（箇所）とする。

内訳書の項目	数量	ボーリング番号	備考
環境保全	10	和B①、和B②、和B③、和B④、和B⑤、 和B⑥、和B⑦、和B⑧、和B⑨、和B⑩	

2-4-3 土壌試験

土壌試験の試験項目及び試験方法は次のとおりとする。

土壌試験の検測数量は全ての試験項目を1シリーズとする。

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム及びその化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	（遊離シアン） 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
P C B	検出されないこと	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—

有害物質の種類	溶出量基準	含有量基準
チウラム	0.006mg/L 以下	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g

2-4-4 交通保安要員

本特記仕様書 2-4-2 により必要となる、土木工事共通仕様書 19-4-2 に規定する交通保安要員の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置人数	交替要員※1	配置時間 ※2
交通誘導警備員 A	川口-6	1 人	-	9:00～17:00
交通誘導警備員 A (夜)	川口-50	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口-54	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口-81	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口-94	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口-108	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口中央 IC C ランプ橋 P1L	1 人	-	21:00～翌 5:00
	川口中央 IC B ランプ橋 P1R	1 人	-	21:00～翌 5:00
交通誘導警備員 B	大泉 JCT B ランプ橋 P1	1 人	1 人	9:00～17:00
	川口-6	1 人	1 人	9:00～17:00
交通誘導警備員 B (夜)	和光-5	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口-50	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口-54	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口-81	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口-94	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口-108	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口中央 IC C ランプ橋 P1L	1 人	1 人	21:00～翌 5:00
	川口中央 IC B ランプ橋 P1R	1 人	1 人	21:00～翌 5:00

※1 交替要員は、交通誘導警備員 B とする。

※2 上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。

※3 交替要員は、交替するときだけその箇所に赴けば良いので施工計画を立案し、過大な配置計画とならないように監督員と事前に調整を行うものとする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2-4-4-1 支払

土木工事共通仕様書 19-4-5 「支払」に以下を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
交通保安要員	
交通誘導警備員 A	人・日
交通誘導警備員 A（夜）	人・日
交通誘導警備員 B	人・日
交通誘導警備員 B（夜）	人・日

2-5 施工計画検討

施工計画とは、本特記仕様書 2-7-2 及び貸与資料による成果品を基に、次に示す橋梁の耐震補強工事に関する施工計画を立案することをいう。

施工計画の検測数量は、橋脚数（基）とする。

橋梁名	橋脚 No.	数量	内訳書の項目
大泉 JCT Bランプ橋	P1	1	R C 橋脚 ラーメン式
	A2	1	R C 橋脚 単柱式
和光高架橋	A1	1	R C 橋脚 単柱式
	P1	1	R C 橋脚 単柱式
	P2	1	R C 橋脚 単柱式
	P3	1	R C 橋脚 単柱式
	P4	1	R C 橋脚 単柱式
	P5	1	R C 橋脚 単柱式
	P6	1	R C 橋脚 単柱式
	P7	1	R C 橋脚 単柱式
	P8	1	R C 橋脚 単柱式
	P9	1	R C 橋脚 単柱式
	P10	1	R C 橋脚 単柱式
	P11	1	R C 橋脚 単柱式
	P12	1	R C 橋脚 単柱式
	P13	1	R C 橋脚 単柱式
	P14	1	R C 橋脚 単柱式
	P15	1	R C 橋脚 単柱式
	P16	1	R C 橋脚 単柱式
	P17-1	1	R C 橋脚 単柱式
	P17	1	R C 橋脚 単柱式
和光北 I C Cランプ橋	P6L	1	R C 橋脚 単柱式
	P7L	1	R C 橋脚 単柱式

橋梁名	橋脚N o .	数量	内訳書の項目
	P8L	1	R C 橋脚 単柱式
	P9L	1	R C 橋脚 単柱式
	P10L	1	R C 橋脚 単柱式
美女木高架橋	P5	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P6	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P7	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P8	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P9	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P10	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P11	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P13	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P16	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P18	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P21	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P24	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P25	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P26	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P27	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P28	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P29	1	R C 橋脚 ラーメン式
戸田高架橋	P35	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P12	1	R C 橋脚 単柱式
	P16	1	R C 橋脚 単柱式
	P20	1	R C 橋脚 単柱式
	P24	1	R C 橋脚 ラーメン式
東北新幹線橋	P28	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P29	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P30	1	R C 橋脚 ラーメン式
中山道橋	P49	1	鋼製橋脚 ラーメン式
	P50	1	鋼製橋脚 単柱式
	P51	1	鋼製橋脚 単柱式
	P52	1	鋼製橋脚 単柱式
	P53	1	鋼製橋脚 単柱式
	P54	1	鋼製橋脚 単柱式
	P55	1	鋼製橋脚 単柱式
	P56	1	鋼製橋脚 単柱式

橋梁名	橋脚N o .	数量	内訳書の項目
	P57	1	鋼製橋脚 単柱式
	P58	1	鋼製橋脚 単柱式
	P59	1	鋼製橋脚 単柱式
浦和東高架橋	P1	1	鋼製橋脚 単柱式
	P3	1	R C 橋脚 単柱式
	P8	1	R C 橋脚 単柱式
	P13	1	R C 橋脚 単柱式
	P19	1	R C 橋脚 単柱式
外環浦和 I C C ランプ橋	P6	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P7	1	R C 橋脚 単柱式
	P8	1	R C 橋脚 単柱式
	P9	1	R C 橋脚 単柱式
	P10	1	R C 橋脚 単柱式
	P11	1	R C 橋脚 単柱式
	P12	1	R C 橋脚 ラーメン式
芝西高架橋	P5	1	R C 橋脚 単柱式
	P9	1	R C 橋脚 単柱式
	P13	1	R C 橋脚 単柱式
	P20	1	R C 橋脚 単柱式
	P24	1	R C 橋脚 単柱式
芝東高架橋	P26	1	鋼製橋脚 単柱式
	P5	1	鋼製橋脚 単柱式
	P6	1	鋼製橋脚 単柱式
	P7	1	鋼製橋脚 単柱式
	P8	1	鋼製橋脚 単柱式
	P9	1	鋼製橋脚 単柱式
	P10	1	鋼製橋脚 単柱式
	P11	1	鋼製橋脚 単柱式
	P12	1	鋼製橋脚 単柱式
	P13	1	鋼製橋脚 単柱式
	P14	1	鋼製橋脚 単柱式
	P15	1	鋼製橋脚 単柱式
	P16	1	鋼製橋脚 単柱式
伊刈高架橋	P39	1	鋼製橋脚 単柱式
	P40	1	鋼製橋脚 単柱式
	P41	1	鋼製橋脚 単柱式

橋梁名	橋脚N o .	数量	内訳書の項目
	P42	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P43	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P44	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P45	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P46	1	R C 橋脚 ラーメン式
川口西 I C Aランプ橋	P2R	1	R C 橋脚 単柱式
藤右衛門高架橋	P48	1	R C 橋脚 単柱式
	P49	1	R C 橋脚 単柱式
	P50	1	R C 橋脚 単柱式
	P51	1	R C 橋脚 単柱式
	P55	1	R C 橋脚 単柱式
	P59	1	R C 橋脚 単柱式
	P60	1	R C 橋脚 単柱式
	P61	1	R C 橋脚 単柱式
	P62	1	R C 橋脚 単柱式
	P63	1	R C 橋脚 単柱式
	P64	1	R C 橋脚 単柱式
	P68	1	R C 橋脚 単柱式
	P69	1	鋼製橋脚 単柱式
	P70	1	鋼製橋脚 単柱式
	P71	1	R C 橋脚 単柱式
芝川橋	P74	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P75	1	R C 橋脚 ラーメン式
	P77	1	R C 橋脚 単柱式
道合西高架橋	P80	1	R C 橋脚 単柱式
	P84	1	鋼製橋脚 単柱式
	P85	1	鋼製橋脚 単柱式
	P86	1	鋼製橋脚 単柱式
	P87	1	鋼製橋脚 単柱式
	P89	1	R C 橋脚 単柱式
道合東高架橋	P90	1	R C 橋脚 単柱式
	P95	1	R C 橋脚 単柱式
	P100	1	R C 橋脚 単柱式
	P102	1	R C 橋脚 単柱式
	P103	1	R C 橋脚 単柱式
	P106	1	R C 橋脚 単柱式

橋梁名	橋脚No.	数量	内訳書の項目
	P111	1	R C 橋脚 単柱式
	P115	1	R C 橋脚 ラーメン式
川口中央 I C C ランプ橋	A1L	1	R C 橋脚 単柱式
	P1L	1	R C 橋脚 単柱式
	P4L	1	R C 橋脚 単柱式
川口中央 I C B ランプ橋	A1R	1	R C 橋脚 単柱式
	P1R	1	R C 橋脚 単柱式

2-6 設計協議用資料作成

設計協議用資料作成とは、関係機関との協議のための資料を作成することをいう。作成する資料は下表を想定しているが、監督員が追加・変更を指示する場合、受注者はその指示に従うものとし、この変更、追加に要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。設計協議用資料作成の数量の検測は、1式とする。

なお、作成する資料は設計協議用図面作成（複雑）163枚程度とする。

協議先の関係機関	作成する資料種別	
埼玉県警察本部交通部	区画線協議資料、支障物移設協議資料	
警視庁（石神井警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
埼玉県警察（朝霞警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
埼玉県警察（蕨警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
埼玉県警察（浦和警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
埼玉県警察（川口警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
埼玉県警察（武南警察署）	工事規制形態図等の規制協議資料	
さいたま県土整備事務所	河川協議資料	
東日本高速道路(株)及びKDDI(株)	光通信ケーブル等損傷事故防止対策の協議資料 支障物移設協議資料	
JCOM(株)	支障物移設協議資料	
国土交通省関東地方整備局 北首都国道事務所	工事概要 施工方法	施工に関する資料等 支障物移設協議資料
国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所		施工に関する資料等
朝霞県土整備事務所		施工に関する資料等
さいたま県土整備事務所		施工に関する資料等
見沼代用水土地改良区		施工に関する資料等
埼玉県大久保浄水場		支障物移設協議資料
埼玉県荒川右岸下水道事務所		施工に関する資料等
(株)UDS		施工に関する資料等

協議先の関係機関	作成する資料種別	
練馬区		支障物移設協議資料 施工に関する資料等
和光市		施工に関する資料等
戸田市		施工に関する資料等
さいたま市		施工に関する資料等
川口市		支障物移設協議資料 施工に関する資料等
自治会・学校・近隣住民等		工事概要に関する資料等

2-7 構造物設計

2-7-1 適用すべき技術基準等

本業務に適用する道路橋示方書及び設計で要求する耐震性能を以下に示す。

建設時	設計	備考
道路橋示方書 昭和 55 年	道路橋示方書 平成 24 年	既設橋の耐震性能 2

「既設橋の耐震性能 2」とは国土交通省事務連絡（平成27年6月25日）に示される「既設道路橋において求める橋の耐震性能とその観点」における耐震性能2に相当する性能とする。

2-7-2 詳細設計

詳細設計の内、本特記仕様書 2-7-2（1）橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚及び 2-7-2（2）落橋防止構造物 鋼製橋脚は基本設計完了後の詳細設計とする。

なお、設計に際して諸条件は次のとおりとする。

- ・事前に補強部材取り付け箇所の詳細測量を実施する
- ・板厚変化部分に補強部材を取り付ける場合、調整プレートを配置する
- ・完成図から板厚、材質が判断出来ない場合、必要な調査を実施する
- ・外面・内面の塗膜成分調査の結果、鉛・コールドタル等の有害物質が検出されている
- ・補強部材と既設部材の接合方法は、ボルト接合を基本とする
- ・橋脚基部の耐力が満足しない場合、基部補強が生じない構造の検討を行う
- ・鋼製橋脚には、下部工検査路・排水管が設置されている

また、基本設計は下記の通り設計されているためこれを考慮した詳細設計を行うものとする。

- ・材料計算は設計図より計上可能な数量のみ行っている。
- ・構造図は設計計算の補強構造を各断面毎に作成している。
- ・既設断面添接部の補強材配置は図化していない。
- ・断面変化部の母材板継ぎ箇所の詳細図は図化されていない。
- ・鋼製脚内部の運搬を考慮した部材分割は行なわれていない。
- ・鋼製脚内部の部材（梯子、リブ等）に干渉は許容している。
- ・断面塑性化位置に配置されているマンホール補強は考慮されていない。

(1) 橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚

橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚とは、本特記仕様書 2-7-1 に示す耐震基準に対する照査または耐震基準を満足する補強方法等による細部構造の設計等、施工に必要な全ての設計をいい、対象橋脚は下表のとおりとする。

橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚の検測数量は、耐震補強設計を行った橋脚数（基）とする。

【設計内容】

対象橋梁	上下区分	橋脚 No.	高さ (m)	支承条件	構造形式	関連する内訳書の項目
美女木高架橋	上下	P6	17.7	F	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P7	16.5	MM	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P8	16.4	M	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P9	15.7	F	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P10	15	M	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P25	19.5	F	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P26	17.5	M	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P27	15.5	MM	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P28	12.6	F	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
東北新幹線橋	上下	P29	12	F	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
中山道橋	上下	P49	15.9	MM	鋼製橋脚 ラーメン式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 ラーメン式
		P50	17.8	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P51	19.3	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P52	21.2	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P53	21.5	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計

対象橋梁	上下 区分	橋脚 No.	高さ (m)	支承 条件	構造形式	関連する内訳書の項目
						鋼製橋脚 単柱式
		P54	21.1	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P55	19.9	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P56	19.6	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P57	20.3	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P58	18.7	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P59	16.8	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
浦和東高架橋	上下	P1	14.4	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
芝東高架橋	上下	P26	14.6	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P5	16.6	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P6	18.2	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P7	19.4	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P8	20.4	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P9	21.7	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P10	22.1	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P11	20.8	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P12	20.7	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P13	22.8	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式

対象橋梁	上下 区分	橋脚 No.	高さ (m)	支承 条件	構造形式	関連する内訳書の項目
		P14	21.8	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P15	19.9	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
伊刈高架橋	上下	P16	17.3	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P39	15.8	M	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P40	15.5	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P41	15.3	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
藤右衛門高架橋	上下	P69	19.2	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P70	19.6	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
道合西高架橋	上下	P84	17.4	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P85	19.6	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P86	19.4	F	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式
		P87	17.4	MM	鋼製橋脚 単柱式	橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚 単柱式

(2) 落橋防止構造物 鋼製橋脚

調査等共通仕様書 7-3-3 に規定する設計内容については、下表のとおりとする。落橋防止構造物 鋼製橋脚の検測数量は、支承線（箇所）とする。

なお、設計作用反力が異なる場合の区分変更は監督員と協議できるものとする。

橋梁名	上下 区分	下部工 No	数量 (箇所)	内訳書の項目	備考
美女木高架橋	上り	P7(起・終点側)、P7(終点側 Aラン プ)、P11(起・終点側)、P13(起・終 点側)、P16(起・終点側)、P18(起・ 終点側)、P21(起・終点側)、P24(起・ 終点側)、P27(起・終点側)、P27(起・	19	落橋防止構造物	

橋梁名	上下区分	下部工 No	数量 (箇所)	内訳書の項目	備考
		終点側 B ランプ)			
	下り	P7(起・終点側)、P7(終点側 D ランプ)、P11(起・終点側)、P13(起・終点側)、P16(起・終点側)、P18(起・終点側)、P21(起・終点側)、P24(起・終点側)、P27(起・終点側)、P27(起・終点側 C ランプ)	19	落橋防止構造物	
中山道橋	上り	P49(終点側)、P51(起・終点側)、P54(起・終点側)、P57(起・終点側)、P1(起点側)	8	落橋防止構造物	
	下り	P49(終点側)、P51(起・終点側)、P54(起・終点側)、P57(起・終点側)、P1(起点側)	8	落橋防止構造物	
浦和東高架橋	上り	P1(終点側)	1	落橋防止構造物	
	下り	P1(終点側)	1	落橋防止構造物	
芝東高架橋	上り	P26(起・終点側)、P7(起・終点側)、P10(起・終点側)、P13(起・終点側)、P16(起点側)	9	落橋防止構造物	
	下り	P26(起・終点側)、P7(起・終点側)、P10(起・終点側)、P13(起・終点側)、P16(起点側)	9	落橋防止構造物	
伊刈高架橋	上り	P16(終点側)	1	落橋防止構造物	
	下り	P16(終点側)	1	落橋防止構造物	
道合西高架橋	上り	P84(起・終点側)、P87(起・終点側)	4	落橋防止構造物	
	下り	P84(起・終点側)、P87(起・終点側)	4	落橋防止構造物	

(3) 仮設構造物設計 土留工

仮設構造物設計 土留工とは、橋脚耐震補強時に必要となる土留工の設計計算、図面作成及び数量算出を行うものである。

仮設構造物設計 土留工の検測単位は柱（箇所）とする。

橋梁名	上下区分	下部工 No	数量（箇所）	備考
大泉 J C T B ランプ橋	ランプ	P1	2	二柱式ラーメン橋脚
和光高架橋	上り	P1	1	単柱式橋脚
		P2	1	単柱式橋脚
		P3	1	単柱式橋脚

		P5	1	単柱式橋脚
		P6	1	単柱式橋脚
		P7	1	単柱式橋脚
		P9	1	単柱式橋脚
		P10	1	単柱式橋脚
		P12	1	単柱式橋脚
		P13	1	単柱式橋脚
		P17-1	1	単柱式橋脚
	下り	P1	1	単柱式橋脚
		P2	1	単柱式橋脚
		P3	1	単柱式橋脚
		P5	1	単柱式橋脚
		P6	1	単柱式橋脚
		P7	1	単柱式橋脚
		P9	1	単柱式橋脚
		P10	1	単柱式橋脚
		P12	1	単柱式橋脚
		P13	1	単柱式橋脚
		P17-1	1	単柱式橋脚
	上下	P15	1	単柱式橋脚
		P16	1	単柱式橋脚
和光北 I C Cランプ橋	ランプ	P7L	1	単柱式橋脚
		P9L	1	単柱式橋脚
外環浦和 I C Cランプ橋	ランプ	P7	1	単柱式橋脚
		P8	1	単柱式橋脚
		P9	1	単柱式橋脚
		P10	1	単柱式橋脚
		P11	1	単柱式橋脚
	上り	P12	2	二柱式ラーメン橋脚
	下り	P12	2	二柱式ラーメン橋脚
伊刈高架橋	上下	P43	3	三柱式ラーメン橋脚
		P44	3	三柱式ラーメン橋脚
		P45	3	三柱式ラーメン橋脚
藤右衛門高架橋	上下	P48	1	単柱式橋脚
		P49	1	単柱式橋脚
		P51	1	単柱式橋脚
		P60	1	単柱式橋脚

		P61	1	単柱式橋脚
		P62	1	単柱式橋脚
		P63	1	単柱式橋脚
		P64	1	単柱式橋脚
		P68	1	単柱式橋脚
芝川橋	上下	P75	3	三柱式ラーメン橋脚
道合西高架橋	上下	P89	1	単柱式橋脚
道合東高架橋	上下	P102	1	単柱式橋脚
		P103	1	単柱式橋脚
川口中央 I C C ランプ橋	ランプ	P1L	1	壁式橋脚
川口中央 I C B ランプ橋	ランプ	P1R	1	壁式橋脚

2-8 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する仮設構造物設計に必要な電算機使用料とする。

内訳書の項目	構造種別	計算数	備考
構造物設計 電算機使用料 仮設構造物工	土留工	6 3箇所	

2-9 打合せ

打合せは、下表のとおり業務の諸経費区分ごとに行うものとする。

内訳書の項目	場所	打合せ回数	備考
測量業務 打合せ	さいたま工事事務所	4回	測量業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
技術業務 設計打合せ	さいたま工事事務所	2回	土質地質調査業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
設計業務 設計打合せ	関東支社	9回	設計業務に係るもの

- (1) 打合せの回数は上表の通りする。なお、一部業務内容完了検査、一部完了検査は2回、業務内容確認検査、完了検査は1回行うものとし、測量業務、技術業務においては計上しないものとする。
- (2) 打合せは日帰りを基本とする。
- (3) 当初打合せは、測量業務及び設計業務は現地踏査に、土質地質調査業務は実施調査計画に含むものとし別途計上しないものとする。
- (4) 打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、これに従わなければならない。
- (5) 打合せの検測数量は、各項目について1式とし、業務に大幅な変更が生じた場合の打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

2－10 交通費・宿泊費

交通費・宿泊費には、現地踏査及び打合せに必要な交通費・宿泊費を含むものとする。業務に大幅な変更が生じた場合の交通費・宿泊費の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

2－11 成果品

成果品は、共通仕様書 1－46 「成果品」の規定によるものとし、報告書（紙）の表紙は、黒色、金文字製本とする。

第3章 補足事項

3－1 現地立入について

現地立ち入りの際は、事前に監督員と十分な打合せを行わなければならない。

3－2 設計図書の変更及び追加について

下記に示す事項については、関連する事項の業務内容を変更または追加する場合があるため、受注者は監督員と綿密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとする。この場合の費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

- ・ボーリング調査の結果に基づく、サンプリング、各種試験等の項目および数量の追加
- ・関係機関との協議や現地踏査の結果に基づく、測量業務、土質地質調査業務、設計業務、協議用図面作成業務等の追加
- ・構造物設計における F E M 解析等の追加
- ・施工計画に基づく橋脚補強設計等の変更及び追加
- ・アンカー削孔による既設鉄筋位置の調査の追加
- ・アンカー削孔結果に基づくブラケット設計の追加
- ・監督員の行う点検結果及び、受注者の行う点検結果に基づく補修図面作成の追加
- ・橋梁付属物（検査路、遮音壁、排水管路等）の撤去・再設置、新設設計の追加
- ・電源ケーブル、光通信ケーブル等の移設、防護設計の追加

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者を取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

(三者協議会の確認事項等)

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

- 1) ○○○橋の下部工設計及びP○橋脚の掘削斜面安定対策
- 2) ○○トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計
- 3) ……
- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。

- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
- 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
- 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。

- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。

なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。

- 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
- 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。

- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者